

介護保険制度以外のサービス

小野市地域包括支援センターのサービス

お問い合わせ

小野市王子町801
(社会福祉協議会内)
【TEL】 63-2174
【FAX】 63-5191

しくみと加入者

保険料の決め方・
納め方

サービス利用の
手順

サービスの
種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の
医療費控除

介護保険制度以外
のサービス

事業所一覧

◎総合相談

社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が相談を受けます。

- 【内 容】 介護予防に取り組みたい
介護サービスの利用方法について
認知症(若年性を含む)に関する相談
成年後見制度を利用したい
介護離職のお悩み等
- 【対象者】 65歳以上の方又はその親族、関係者等
- 【実施日】 月～金曜日 8時45分～17時15分
- 【相談方法】 電話・面接・訪問
- 【利用料】 無料



◎出前教室

地域で認知症や成年後見制度についての講話を行います。

- 【内 容】 ①認知症サポーター養成講座(1時間～1時間30分)
②成年後見制度(1時間)
※①又は②のどちらか1つを選択してください。
- 【対象者】 市民、民間企業、団体等(10名以上)
- 【開催日】 平日 ※時間についてはご相談ください。
- 【講師】 地域包括支援センター職員又は認知症キャラバンメイト
- 【受講料】 無料
- 【申込方法】 開催希望日の1か月前までに地域包括支援センターへご連絡ください。

※認知症サポーター養成講座を受講後、希望者には、さらにステップアップ研修や地域活動に参加できるチームオレンジに登録することができます。



介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

小野市地域包括支援センター
小野市王子町801(社会福祉協議会内)
【TEL】63-2174
【FAX】63-5191

◎脳トレテキスト配布

“脳の活性化”を図り、認知症予防をしましょう。

- 【対象者】65歳以上
- 【種類】「単純スピード計算」「音読繰り返し」「漢字繰り返し」
※3種類の中から1種類を1冊配布
- 【利用料】無料



◎介護予防体操(おの楽しく体操) DVDレンタル&販売

身体をほぐして筋力トレーニングをしながら、柔軟性を高め、骨盤や背骨の動きを改善して姿勢を良くするための体操です。

- 【対象者】市民
- 【内容】そろばん体操、床・椅子体操、お口の体操等 計約50分
- 【価格】500円(市内の方)、1,600円(市外の方)
レンタルは無料(貸出期間4週間)



◎いきいき100歳体操

全国的に広がっている筋力アップのための体操です。調整できる軽い重りを手首や足首につけて「準備体操」「筋力運動」「ストレッチ体操」を合わせた約30分間の体操です。

- 【対象者】65歳以上の方
- 【実施日、実施場所】詳細はP.22～P.23に掲載しています。
- 【利用料】無料

◎健康貯筋くらぶ

体操や健康講話、レクリエーション等を行う介護予防教室です。

- 【対象者】65歳以上の方(定員50名) 4月申込
- 【実施日】5月～翌年3月(計11回)
第3金曜日13時30分～15時30分 ※5月のみ第4金曜日
- 【利用料】無料



認知症を正しく知りましょう

もの忘れと認知症の違いとは？

もの忘れ	軽度認知症 MCI	認知症
<ul style="list-style-type: none"> ・すぐには進行しない ・もの忘れを自覚している ・体験したことの一部を忘れる ・日常生活にとくに支障はない ・記憶力が低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・もの忘れを自覚している ・客観的に記憶障害がある ・日常生活能力は自立 ・全般的な認知機能は正常 ・認知症は認めない 	<ul style="list-style-type: none"> ・進行する ・もの忘れを自覚しない ・記憶力と共に時間感や判断力も低下 ・日常生活に支障がでる ・体験したこと自体を忘れる

認知症ってどんな病気？

最も多い認知症は、

- ①アルツハイマー型認知症 ②脳血管性認知症の2種類があります。

アルツハイマー型	脳血管性認知症
脳が全体的に委縮し脳機能が低下します。脳内のたんぱく質異常が原因の一つとされていますが、はっきりとした原因はわかっていません。	脳の血管がつまったり(脳梗塞)、破れたり(脳出血)することで発症します。

他にも、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。

また、認知症でなくても、うつ病、水頭症など、認知症のような症状が出る病気もあります。専門の医療機関で、CTスキャン、MRIなどの検査が出来ます。

どんな症状がでるの？

中核症状(脳の障害が原因で起こる症状)

- 新しい記憶から薄れて行きます
- 時間や場所がわからなくなります
- 判断力、理解力、思考力などが低下していきます

周辺症状(心理的な原因などから起こる症状)

- 徘徊 ●妄想 ●不安 ●幻覚



しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

若年性認知症とは？

高齢者だけの病気ではなく、若くても発症することがあり、65歳未満で発症する場合、若年性認知症と呼びます。若年性認知症は、50歳代での発症が多く、働き盛りで、経済的に一家の中心であり、また子供も成人していない場合が多いのが特徴です。

【相談窓口】ひょうご若年性認知症支援センター

TEL.078-242-0601（月～金：9:00～12:00・13:00～16:00）※年末年始・祝日を除く

このようなサインを見逃さないで！ 認知症の可能性がります

- 日常生活の場面で
 - 大事な約束を忘れる
 - 忘れ物が多くなる
 - 金銭管理が出来なくなる
 - 同じ料理ばかり作るようになる
 - 味付けが変わる
 - 同じものを買う
 - 趣味をしなくなる
 - 人前に出ることを嫌がる
 - 怒りっぽくなる
 - 性格が変わったように感じる
- 仕事の場面で
 - スケジュール管理が適切にできない
 - 仕事で失敗をする
 - 複数の作業を同時並行で行えない
- 体調
 - 頭痛、めまいがする
 - イライラする
 - 意欲が出ない
 - 考えがまとまらない

早期受診・早期診断が重要です。 ～1人で抱え込まないでまず相談を～

認知症と通常に加齢に伴うもの忘れの間のグレーゾーンとしてMCI（軽度認知症）という状態があります。この時点で早期に発見することが大切です。

自分が認知症になると想像して、認知症に備えることが最も重要です。

- まずは、かかりつけ医にご相談ください。※次のページをご覧ください。
- また専門的な診断が必要な場合、かかりつけ医より専門の医療機関に、鑑別診断の依頼を行います。

診察するときに、次のような相談内容を事前に準備ください。

- ① いつ頃から気になりだしたのか？
- ② どんなことが気になっているのか？
- ③ いつもと違う、おかしいと思うことは何か？

「認知症かな？」と気になる方は、 かかりつけ医などの身近な医療機関にご相談ください

日頃から診察を受けている「かかりつけ医」（かかりつけの医療機関）、もしくは下記の医療機関にご相談ください。症状に応じて必要な専門医療機関にご紹介することもあります。

◆北播磨総合医療センター

所在地 市場町 926-250 **電話番号** 0794-88-8800（代）
もの忘れ外来 毎週火曜日 9:00～16:00（担当）精神科医
 ※予約が必要であるため、事前にお問い合わせください

◆栄宏会小野病院

所在地 天神町 973 **電話番号** 0794-62-9900（代）
もの忘れ外来 毎週木曜日 9:00～12:00・14:00～16:00（担当）神経内科医
 ※予約が必要であるため、事前にお問い合わせください

◆兵庫あおの病院

所在地 市場町 926-453 **電話番号** 0794-62-5533（代）
もの忘れ外来 毎週水曜日 8:30～11:00（担当）脳神経内科医
 ※予約可

認知症疾患医療センターは西脇市立西脇病院です

「認知症疾患医療センター」では、保健、医療、介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患における鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談を実施しています。

相談窓口 当センター（西脇市立西脇病院 1階 地域医療連携室内）
電話受付 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:00～12:00・13:00～16:00
電話番号 0795-25-2006（直通）

【認知症ケアネットガイドブック】

「認知症ケアネットガイドブック」は、認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるかわかりやすくまとめたものです。
 「認知症ケアネットガイドブック」は小野市地域包括支援センターでお受け取りいただけます。お気軽にお申しつけください。

小野市地域包括支援センター

王子町 801（社会福祉協議会内） TEL.0794-63-2174



介護保険制度以外のサービス

◆絆カフェ

絆カフェとは？

お子様からご高齢の方まで、地域の人々や医療・福祉の専門職の人が、おしゃべりしながら気軽に利用できる「集いの場」です。また、認知症（若年性認知症含む）など介護の相談や家族同士の情報交換もできます。利用をご希望の方は、お気軽にお問い合わせください。



名称	開催場所	住所	問い合わせ先	開催日/時間
地域交流カフェ～結～ゆい	小規模多機能居宅介護 さわらびの郷	西本町 572	63-5101	第2・4水曜 13時半～15時
絆カフェ	栄宏会小野病院	天神町 973 番	62-1803	第1・3木曜 14時～16時
ふれあいおうか	介護老人福祉施設 粟生逢花苑	粟生町 3610-1	65-2800	第2・4日曜 10時～12時
元気・生きがいステーションおだの里	NPO 法人輝きクラブ おだの里	小田町 429-11	62-1515	第4土曜 13時半～15時半
クラブ・オパール	介護老人保健施設 オパール	復井町 916-1	66-0951	第1・4土曜 8時半～10時
ふたばカフェ	介護老人福祉施設 ふたばの里	二葉町 80 番 123	70-0200	第2・4木曜 14時～16時
こみなみカフェ	株式会社こみなみ デイサービスセンター	市場町 255	62-1515	第2・4月曜 14時～16時
絆カフェ グッドタイムリビング小野	グッドタイムリビング 小野	黒川町 126-1	64-6500	第3水曜 14時～16時
楓カフェ	介護老人保健施設 薫楓苑	復井町 1741	66-2020	第2・3水曜 13時～15時

※上記の内容につきましては、変更している場合がありますので、事前にお問い合わせください。

介護保険以外のサービス

お問い合わせ

高齢介護課 長寿社会係

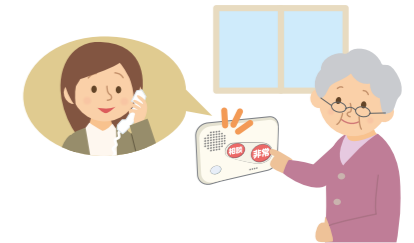
【TEL】63-1060 【FAX】64-2735

◎緊急通報装置の設置

緊急通報装置を貸し出し、緊急時にコールセンターから協力員等へ連絡することで速やかな援助につなげます。

- 【対象者】 固定電話回線があり、緊急時に駆け付けられる協力員が3名いる次のいずれかの世帯
- ①おむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で①介護保険認定「要支援」以上の方がいる世帯又は、②要介護・要支援認定非該当又は未認定の世帯で、所定の病気がある方がいる世帯
 - ②身体障害者のみの世帯に属する身体障害者

【費用負担】 自己負担なし。ただし、固定電話回線の基本使用料、通話料は利用者負担。



◎住宅改造費の助成

要介護・要支援認定を受けた方または、障がい者の方が本人の身体状況に応じて、必要な住宅の改造をする際に、その費用の一部を助成します。

- 【対象者】 ・身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方、または介護保険の要介護・要支援の判定を受けた方がいる世帯のうち、以下の所得制限に当てはまる世帯（所得制限）
- ・生計中心者が給与収入のみの場合、前年分の給与収入が800万円以下
 - ・生計中心者が給与収入のみ以外の場合、前年分の所得が600万円以下

◎家族介護慰労金の支給

要介護4・5の高齢者の方を在宅で介護されている方に支給します。

- 【対象者】 65歳以上で要介護4・5であり、過去1年間介護保険法第40条に規定する介護給付（ただし、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を合わせて7日以内の利用をした場合を除く。）を受けていない高齢者の方を、在宅介護している市民税非課税世帯

【支給額】 在宅高齢者1人につき年額10万円

しくみと加入者

納め方
保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

高齢介護課 長寿社会係

【TEL】63-1060【FAX】64-2735

◎在宅高齢者介護手当の支給

要介護4・5の認知症高齢者の方を在宅で介護されている方に支給します。

- 【対象者】65歳以上で要介護4・5の認知症高齢者の方を、在宅介護している市民税非課税世帯
- 【支給額】毎年2月からの1年間を基準として、在宅高齢者1人につき年額12万円。(しかし認定申請のあった年は月割り計算して支給するなど年額支給しない場合あり。詳細についてはお問い合わせください。)



◎介護用品の支給

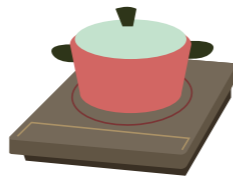
寝たきり高齢者を在宅で介護されている方に紙おむつ等を支給します。

- 【対象者】要介護4・5の寝たきり高齢者を在宅介護している市民税非課税世帯

◎要援護高齢者日常生活用具の給付

介護保険制度の福祉用具貸与・購入の対象とならない日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、住宅用消火器）を給付します。

- 【対象者】おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし高齢者等



◎養護老人ホームへの入所手続き

市で調査や審査を行い、入所が適当と判断されれば、施設に長期入所することにより、自立生活を支援します。

- 【対象者】介護保険サービス等あらゆる手段を用いても、環境上の理由及び経済的理由等により在宅生活が困難な一人暮らし高齢者等
※入院加療を要する病態の場合は入所不可。
- 【入所費用】所得に応じた負担金額を毎月支払う

◎もの忘れ検診

認知症疑いの有無を診るための基本検診及び認知機能検査費用を助成します。

- 【対象者】年度内に65歳以上になる方で過去に認知症と診断されたことがない方
- 【費用負担】自己負担なし。ただし、その他の検査(CT検査等)や診察、精密検査が必要な場合の診療情報提供書(紹介状)の作成にかかる費用は対象外です。

小野市社会福祉協議会 のサービス

お問い合わせ

小野市王子町801

【TEL】63-2575

【FAX】63-5191

◎給食サービス事業

栄養士の指導のもとボランティアにより調理された給食をボランティアにより配送し、高齢者の健康増進とふれあいを深めます。

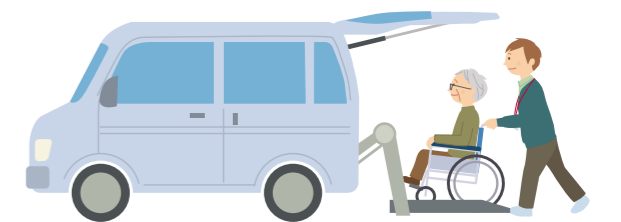
- 【対象者】おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がい者等
- 【実施日】毎週火曜日又は金曜日(第5週を除く)の昼食
※祝日、年末年始を除く
- 【利用料】1食200円
- 【その他】安否確認を目的としていますので、手渡しでの受け取りになります。利用するには訪問調査が必要です。



◎移送サービス事業

車椅子利用のため外出が困難で、通院等に既存の交通手段を利用しにくい方へボランティアによりリフト付車で移送サービスを提供します。

- 【対象者】車椅子を利用するおおむね65歳以上の高齢者、身体障がい者(児)等
- 【実施日】月曜日～金曜日 9時～16時
※祝日、年末年始を除く
- 【送迎先】北播磨地域内
※買い物等で利用することはできません。
- 【年会費】500円(移送サービス利用者保険加入費)
- 【利用料】小野市内 往復500円(片道250円)
小野市外 往復700円(片道350円)
- 【その他】運転者は、ボランティアのため、身体介助は行いません。原則、同乗者が必要です。急病等での利用はできません。利用するには訪問調査が必要です。



◎在宅福祉機器貸出事業

在宅生活を快適にするとともに、介護者の身体的な負担の軽減のために車イスの一時貸し出しを行います。

- 【対象者】日常生活に支障のある高齢者、身体障がい者(児)等
《介護保険制度での利用可能な方を除く》
- 【利用料】無料
- 【貸出期間】最大3か月
※3か月を超える場合は要相談。



しくみと加入者

納め方
保険料の決め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

小野市社会福祉協議会
小野市王子町801

【TEL】 63-2575 【FAX】 63-5191

◎日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分な方が自立した生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行います。

- 【対象者】 在宅で生活されている判断能力に不安のある高齢者や障がい者などの方で、本人の利用意思が確認できる方。同居の方も利用可能です。
- 【実施日】 月曜日～金曜日 ※祝日、年末年始を除く
- 【内容】 ①福祉サービスを利用するためのお手伝い。
 - ・日常生活に必要な各種支払い手続き
 - ・支払いにともなう預貯金口座のお金の払い戻しと預け入れの手続き
 - ・郵便物の確認 等②生活に必要なお金の管理のお手伝い。
 - ・生活に必要な預金の払い出し
 - ・公共料金等の支払い 等③通帳、印鑑等のお預かり。
 - ・通帳(日常生活費程度として50万円までのもの)
 - ・金融機関の届出印 等④公的書類等のお預かり。
 - ・年金証書
 - ・年金手帳 等
- 【利用料】 1時間 1,000円<<生活保護受給者は無料>>
- 【その他】 利用するには契約が必要です。申請から利用開始まで1か月程度かかります。

◎心配ごと相談

日々の暮らしの悩みや心配ごとを気軽に相談できる窓口です。相談員がていねいに話を聞き、必要に応じて専門機関を紹介します。秘密は厳守します。

- 【相談員】 民生児童委員、主任児童委員による「心配ごと相談員」
- 【実施日】 毎週火曜日 10時～12時 ※祝日、年末年始を除く
- 【相談料】 無料

◎訪問理美容サービス事業

寝たきり等で外出が困難な高齢者や障がいがある方の自宅へ理美容師を派遣し、理美容サービス(カットのみ)を提供します。

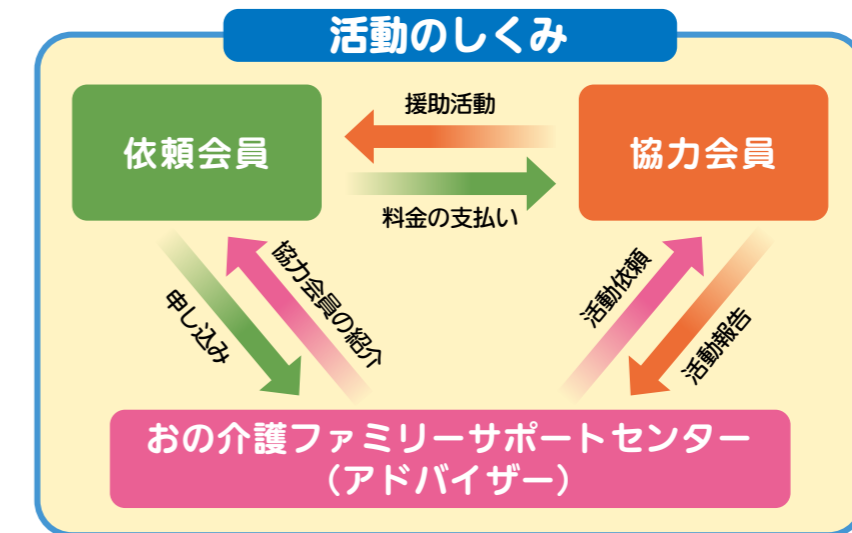
- 【対象者】 おおむね65歳以上の寝たきり等で外出が困難な高齢者、障がい者(児)等
- 【実施日】 月曜日～金曜日 9時～16時 ※祝日、年末年始を除く
- 【利用料】 2,000円(寝たきり高齢者、障がい者(児))年間4回まで
3,500円(寝たきり以外で外出が困難な高齢者、障がい者(児))
- 【その他】 利用するには訪問調査が必要です。サービスを受ける時は介助者の付き添いが要ります。



◎おの介護ファミリーサポートセンター事業

援助を依頼する人(依頼会員)と援助をする人(協力会員)が会員となって、地域での生活を支援する相互援助活動です。高齢者に対する簡易で、補助的なボランティア活動を行います。

- 【対象者】 65歳以上で援助の必要な方及び40～64歳の要介護認定者
- 【実施日】 月曜日～金曜日 8時～17時
※祝日、年末年始を除く
- 【内容】 掃除、買物、調理、話し相手、外出時の付添い 等
※外出時の付添いは、バス・タクシーの利用になります。
- 【利用料】 1時間600円
- 【その他】 利用するには訪問調査が必要です。



◎移動支援型訪問サービス「おのりんカー」

運転ボランティアがマイカーで通院のお手伝いをします。日中同居者不在で通院にお困りの方もご相談ください。

- 【対象者】 要支援1、2または、事業対象者で通院が困難な方。加えて、次のいずれかに該当される方
 - ・同居者全員が免許不所持または、返納している
 - ・日中就労等により運転できる者がいない
- 【実施日】 月曜日～金曜日 8時～17時
※祝日、年末年始を除く
- 【送迎先】 小野市内の医療機関
※特別な理由がある場合、利用者宅から10km圏内にある北播磨圏域の医療機関への送迎可
- 【利用料】 往復 1,200円
片道利用は600円(往路のみ可)
医療機関で付き添いが必要な方は、1時間につき600円が加算
- 【その他】 利用するには訪問調査が必要です。急病等での利用はできません。

しくみと加入者
保険料の決め方
サービス利用の手順
サービスの種類と費用
福祉用具等
費用の支払い
介護保険の医療費控除
介護保険制度以外のサービス
事業所一覧

介護保険制度以外のサービス

お問い合わせ

小野市社会福祉協議会
小野市王子町801
【TEL】 63-2575
【FAX】 63-5191

◎小野市くすの木会（介護者家族会）

介護が必要な方を抱える家族が、介護の悩みや心配ごとを話し合う会です。ひとりで抱え込んでいませんか？同じ立場だからこそわかることがあります。一緒にリフレッシュしましょう。

【年会費】 1,000円
【事務局】 小野市社会福祉協議会内

◎訪問看護サービス（介護保険外のサービス）

赤ちゃんからお年寄りまで、在宅で寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、訪問看護を必要とされる方に対し、かかりつけ医の指示に基づき、看護師等が定期的に訪問し、看護サービスを提供します。

医療保険からの訪問看護サービスの基本利用料

- 1) 医療保険適用の方 各保険法に基づく個人負担割合
- 2) 後期高齢者医療制度適用の方 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく個人負担割合
※次の方は無料です 生活保護法に基づく保護世帯

◎有償ホームヘルプサービス（介護保険外サービス）

<家事援助中心業務> 平日1時間につき 1,500円
<身体介護中心業務> 平日1時間につき 2,500円
【対象者】 おおむね65歳以上の日常生活に支障がある高齢者や身体障がい者等

配達・訪問サービス便利帳「よりそい」

内容

高齢者等外出が困難な方を対象としたサービスをまとめた情報誌です。お弁当、日用品、食料品、家電等の修理、生活支援、その他のサービスを高齢者等外出が困難な方々に配達、訪問してくれるお店が載っています。冊子をご希望の方は小野市社会福祉協議会までご連絡ください。



問い合わせ先

社会福祉法人 小野市社会福祉協議会
王子町 801 TEL. 63-2575 / FAX. 63-5191

加東健康福祉事務所 地域保健課・健康管理課 のサービス

お問い合わせ

加東市社字西柿1075-2
【TEL】 0795-42-9367（地域保健課）
【TEL】 0795-42-9436（健康管理課）
【TEL】 0795-42-9365（健康管理課・栄養）



◎保健指導

保健師が、療養生活上の相談に応じています。

【対象者】 精神、難病で療養されている方

◎こころのケア相談

精神科医師、保健師による心の健康に関する相談

【対象者】 眠れない、イライラする、不安が強い、アルコール問題、ひきこもりの問題、高齢者のこころの問題でお悩みの方

【実施日】 年12回 ※予約が必要です

【問い合わせ】 地域保健課

◎アルコール問題相談

精神保健福祉士、保健師による相談

【対象者】 お酒がやめられない、飲み始めると止まらない、お酒の量が増えたなどアルコールに関係した問題で悩んでおられる方

【実施日】 年4回 ※予約が必要です

【問い合わせ】 地域保健課

◎思春期・ひきこもり相談

臨床心理士、保健師による相談

【対象者】 人とうまくつきあえない、不安・ゆううつ等、思春期のこころの悩みをお持ちの方

【実施日】 年6回 ※予約が必要です

【問い合わせ】 地域保健課



◎特定医療費（指定難病） 公費負担制度

難病の中で定められた疾患について、医療費の一部を公費により負担する制度の申請を受け付けています。

【問い合わせ】 地域保健課

◎肝炎治療に係る医療費 公費助成制度

B型肝炎、C型肝炎の抗ウイルス治療に係る医療費の一部を公費により負担する制度の申請を受け付けています。

【問い合わせ】 地域保健課

◎HIV抗体（エイズ）・肝炎 ウイルス検査及び相談

【実施日】 原則毎月第1・3木曜日

【受付時間】 13時30分～14時10分

【問い合わせ】 健康管理課

※相談は他の日でも可能ですので、詳しいことは電話でおたずねください

◎専門栄養相談

管理栄養士による相談

【実施日】 原則毎月第1金曜日

【対象者】 難病患者、合併疾患等疾病者

【問い合わせ】 健康管理課 ※予約が必要です

しくみと加入者

納め方

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

福祉用具等

費用の支払い

介護保険の医療費控除

介護保険制度以外のサービス

事業所一覧